

余裕期間設定工事実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大仙市が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、余裕期間を設ける工事の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 余裕期間の設定対象工事（以下「余裕期間設定工事」という。）の請負契約（以下「契約」という。）の締結の日から当該余裕期間設定工事の着手の日（以下「工事着手日」という。）の前日までの期間をいう。
- (2) 実工期 次条に規定する余裕期間設定工事を実際に施工するために必要な期間（準備及び後片付けの期間を含む。）をいう。
- (3) 発注者指定方式 契約担当者があらかじめ工事着手日を指定することにより余裕期間を定める方式をいう。
- (4) 任意着手方式 契約を締結しようとする日から工事着手日の期限として契約担当者が定める日（以下「着手期限日」という。）までの間において、当該契約の契約者が工事着手日を指定することより余裕期間を定める方式をいう。
- (5) 設計上の全体工期 当該契約を締結しようとする日から契約担当者が指定する工事着手日又は着手期限日の前日までの期間に実工期を加えた期間をいう。
- (6) 契約上の全体工期 余裕期間に実工期を加えた期間をいう。

(余裕期間設定工事の指定)

第3条 余裕期間設定工事は、次に掲げる要件のいずれにも該当する工事のうちから、大仙市入札契約資格等審査実施要綱（平成21年4月1日付大仙市訓令第7-1号）に定める入札契約資格等審査委員会の審議を経て契約担当者が指定する建設工事とする。

- (1) 余裕期間を設定することにより全体事業計画に影響が生じないこと。
- (2) 一般競争入札又は条件付き一般競争入札における入札公告、指名競争入札における指名通知又は随意契約における見積依頼通知（以下「入札公告等」という。）を行う年度内に全体工期を確保できること。ただし、当該建設工事に関し、継続費若しくは債務負担行為が設定されている場合又は予算が繰り越された場合は、この限りでない。

2 次の工事については、余裕期間の設定に努めること。

- (1) 年度末等の発注が集中する時期において、発注時期の前倒しにより契約担当者及び入札参加者双方の負担が軽減できるもの。
- (2) 工事完成と工事発注が集中する時期において、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置がより効果的かつ円滑に行われることが期待できるもの。
- (3) 国、県交付金事業等で工事着手日の条件が付されている工事、河川工事で出水期により施工時期が限定される工事等、契約担当者による条件設定が必要なもの。

なお、本号によるものにあつては発注者指定方式を活用する。

（余裕期間の設定等）

第4条 余裕期間を設定するに当たっては、次のとおりとする。

- (1) 余裕期間は、120日（災害復旧工事等その他これらに類する工事にあつては、180日）以内で設定すること。
- (2) 発注者指定方式又は任意着手方式のいずれかの方式により設定すること。
- (3) 休日（大仙市の休日を定める条例（平成17年大仙市条例第10号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を工事着手日に指定することができないこと。
- (4) 任意着手方式を選択した場合においては、一般競争入札又は条件付き一般競争入札によるものにあつては競争入札参加資格確認申請時に入札参加申請者より、指名競争入札又は随意契約によるものにあつては落札決定（随意契約にあつては契約の相手方を決定する行為）後に落札者より、それぞれ提出される工事着手日報告書（別紙1）により工事着手日を定めること。
- (5) 工事着手日の指定により定まる実工期の末日は、休日とすることができないこと。

2 余裕期間にあつては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 現場代理人及び主任（監理）技術者（以下「技術者等」という。）の配置は不要であること。
- (2) 契約担当者を除き、現場へ立ち入ることができないこと。
- (3) 資材の搬入、仮設物の設置その他の工事の着手に相当する行為を行うことができないこと。
- (4) 前払金の請求書を受け付けることができないこと。
- (5) 任意着手方式で契約者が指定した工事着手日より生じる費用については、変更契約の対象とすること。

（特記仕様書等の記載事項）

第5条 契約担当者は、次に掲げるもののほか、前条第2項各号及び第7条各号（第1号を除く。）に掲げる事項を記載した特記仕様書及び現場説明書を閲覧

に供するものとする。

- (1) 工事着手日又は着手期限日
- (2) 技術者等の配置を要する期間及び配置を開始する時期に関すること。
- (3) 前払金の請求に関すること。

(入札手続)

第6条 契約担当者は、余裕期間設定工事の入札公告等を行うときは、別紙2を閲覧に供するものとする。

2 契約担当者は、前項に定めるもののほか、余裕期間設定工事を条件付き一般競争入札に付するときは、入札公告文の工事別発注概要書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 余裕期間設定工事であること。
- (2) 工事着手日又は着手期限日
- (3) 設計上の全体工期
- (4) 特記仕様書及び現場説明書の確認をすべきこと。

(契約等手続)

第7条 契約等の手続に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、契約上の全体工期とし、特別契約事項欄に余裕期間設定工事であることを記載するとともに、実工期を記載すること。
- (2) 契約保証については、契約上の全体工期を対象とする保証を求めること。
- (3) 工程表に記載する工程は、余裕期間を除いた工程とすること。
- (4) 工事着手届及び施工計画書の提出は、工事着手日であること。
- (5) 現場代理人・主任（監理）技術者選任届の提出は、契約を締結するときであること。

(技術者が工事着手日に配置できない場合の対応)

第8条 契約担当者は、前条第5号の規定により届出された技術者が工事着手日に配置できない場合であっても、技術者等の変更を認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、次に掲げる場合には、建設工事における技術者等の適正な配置について（令和5年5月1日）に準じて技術者の変更を認めるものとする。

- (1) 技術者が当該余裕期間設定工事の工事着手目前に従事している建設工事の引渡ししが不可抗力により遅延した場合
- (2) 技術者の死亡、傷病、出産その他契約担当者が認める事情により当該技術者を配置することができない場合

3 契約担当者は、前項の規定により技術者の変更を認めるときは、契約者と変

更後の技術者との間に3か月以上の雇用関係があることを確認するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、余裕期間設定工事の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。